

《公益社団法人 日本建築積算協会 創立50周年記念大会 第2段企画》

【3分間動画募集】

テーマ

- 一般部門 『「未来に向けたコストデザインとは何か？」』
- 学生部門 『建築生産・積算とわたし』 もしくは 『建築生産・積算からこんにちは～』
学生部門はサブタイトルを付けてください。サブタイトルは自由ですので自由に表現してください。

応募期間

- 2025年1月14日(火)～2025年5月7日(水) 作品提出・応募締め切り(当日消印可)

賞品

- 最優秀作品(一般部門・学生部門 各1点) 賞金 100,000円
- 優秀賞作品(一般部門・学生部門 各1点) 賞金 30,000円
- 佳作作品(一般部門・学生部門 各1点) 賞金 10,000円

審査方法

- 厳正な審査により最優秀作品1点(採用作品)を選考します。

結果発表

- 2025年7月18日(金) 創立50周年記念大会にて最終選考のうえ表彰予定。

応募資格

- 1 2024年4月1日時点で18才以上の方
- 2 日本国籍の方及び日本在住の外国の方(日本国内の住民票をお持ちの方)
- 3 公益社団法人日本積算協会の会員の方は、上記1および2の制限がありません。
- 4 3人一組のグループでの応募が可能です。(代表者1名は積算協会会員とする。)
- 5 応募は1グループ1作品とします。

応募方法・提出先

- 動画ファイルは容量があるためメールによる送信は困難ですので、USBメモリー等の媒体を事務局までお送り下さい。

<動画ファイルおよび応募用紙送り先住所(当日消印可)>

宛先: 公益社団法人日本建築積算協会 『創立50周年記念委員会』

住所: 〒105-0014 東京都港区芝3-16-12 サンライズ 三田ビル3階

<応募用紙のみメールで送付の場合(2025年3月31日(月)中)>

件名を「積算協会 創立50周年記念 第2段 3分間動画応募」として、必要事項を入力した応募用紙を50yearsdouga@bsij.or.jpまで送付してください。

応募用紙はQRからアクセス→



提出物

- 「テーマ」にそったコンセプトを必ず記載すること。
- 応募用紙は [こちら](#) (ctrl+clickで積算協会ホームページ) からWordファイルをダウンロード可能
- 応募作品はMP4形式で提出とする

問合せ先

- 公益社団法人日本建築積算協会 『創立50周年記念委員会』
事務局メールアドレス：50yearsdouga@bsij.or.jp （電話でのお問い合わせはご遠慮ください）
- 個人情報の取扱いについて
 - 1 応募者の個人情報については、応募や選考に関するご連絡その他審査事務に必要な範囲に限って使用することとします。
 - 2 応募者の個人情報は、創立50周年記念委員会のほか、審査事務にかかわる第三者に提供されることがあります。
 - 3 個人情報の取扱いにつきましては、応募者が作品を応募した段階で、上記取扱いにつき同意が得られたこととします。
- その他
 - 1 未成年者の方は、親権者等の法定代理人の同意を得た上でご応募ください。未成年者の方の作品が採用される場合、採用に先立って親権者等の法定代理人の同意書をご提出いただきます。
 - 2 応募要項については、今後、創立50周年記念委員会の判断により変更されることがあります。その場合、変更前までに応募した方であって、変更後の応募要項に同意できない方は、その応募を撤回することができますが、応募に要した費用その他の損失・損害等の負担には応じかねます。
 - 3 作品の選考過程に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
 - 4 応募要項は、日本国法に準じて解釈されるものとし、本契約について甲乙間に訴訟が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。

注意事項

応募者は、以下の各項目について承諾したうえで、作品の応募をお願いいたします。

- 応募条件
 - 1 応募作品は、応募者のオリジナルであり、未発表のものに限ります。（応募者は、その応募作品が自ら創作したオリジナルの作品であって、既に発表されているものと同一又は類似ではないこと及び第三者の権利を侵害するものでないこと並びに権利を侵害するものでないこと並びに権利侵害があった場合には、応募者がその責任を負い、公益社団法人日本建築積算協会創立50周年記念委員会に一切の迷惑をかけないことを確約するものとします。なお、創立50周年記念委員会は、必要に応じて応募作品の制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料の提出を求めることがあり、応募者はこれに応じるものとします。）
 - 2 応募作品は、その作品の特徴等から、特定の応募者が作成したものであると推定できないものであることを要します。応募作品の特徴等から応募者が特定できる作品については、応募を無効とすることがあります。
 - 3 採用作品については、創立50周年記念委員会又はその委託を受けた第三者がデザインに修正を加えて使用することがあります。また、応募者が作成した元データの提供を依頼することがあります。
 - 4 グループでの応募の場合、作品の創作にかかわった全員が了承した場合にのみ、作品を応募することができます。この場合、創作にかかわった全員の氏名を応募書類中に明記してください。応募時に明記された方以外の方が創作にかかわったことや創作に関与したメンバーの一部が応募要項を承諾していないことが判明したときは応募を無効とすることがあります。
 - 5 応募後の作品は返却いたしません。応募者は、必要に応じて応募作品の複製、データのバックアップ等を各自で行ってください。
 - 6 作品の応募に関する経費はすべて応募者の負担とします。
 - 7 応募に関する郵便の不着、作品の破損や汚損などの事故が生じた場合であっても、創立50周年記念委員会は一切の責任を負いません。

- 8 応募条項に違反していると創立50周年記念委員会が判断した作品は、採用が決定された後であってもこれを取り消すこととします。
- 9 応募者は、応募要項に同意した上で作品を応募するものとします。
- 10 AIソフトによって自動生成した作品は提出不可とします。

● 知的財産権等

- 1 採用作品の応募者は、採用と同時に創立50周年記念委員会に対して、当該作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）、商標権、意匠権、その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利も含みます。ただし、著作権は除きます。）及び所有権その他一切の権利を創立50周年記念委員会に無償で譲渡し、また、当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権を創立50周年記念委員会及びその指定する者に対して行使しないことを了承することとします。採用作品については、創立50周年記念委員会又はその指定する者により商標、意匠等の出願・登録が行われることがあります。
- 2 創立50周年記念委員会は、採用作品以外にも入選作品を選定することがあります。入選作品の応募者は、入選作品についても上記1と同じく取り扱われることを了承することとします。
- 3 応募作品に関する知的財産権その他一切の権利の全部又は一部について、応募後に第三者に譲渡、移転若しくは担保に供する等の処分がなされ、又は出願・登録手続等が行われていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。

